

令和4年度 航路標識協力団体募集要項（第二管区海上保安本部）

1 はじめに

令和3年11月、航路標識法（昭和24年法律第99号。以下「法」という。）の改正により、航路標識協力団体制度が創設されました。

海上保安庁では、灯台などの航路標識の維持、航路標識に関する知識の普及・啓発等の活動に幅広くご協力をいただくために、航路標識協力団体（以下「協力団体」という。）を募集します。

なお、申請手続や審査基準等を解説した手引書として「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）（注1）を公開していますので、詳しくは、このガイドラインを併せてご覧ください。

（注1）ガイドラインは、海上保安庁のホームページ等から入手することができます。

2 協力団体制度の概要

協力団体とは、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う法人等をいいます。

協力団体の指定は、法に基づき、海上保安庁長官（注2）が協力団体としての活動を適正かつ確実に行うと認める法人等に対して行います。協力団体に指定された法人等は、海上保安庁と連携して活動を行う団体に位置付けられます。

（注2）権限の委任により、管区海上保安本部長が指定します。

3 対象となる活動

協力団体の活動は、次の①から④のうち1つ以上の活動とします。

① 航路標識に関する工事又は航路標識の維持

例) 灯台の鏽落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈、簡易な点検など

② 航路標識の管理に関する情報又は資料収集及び提供

例) 灯台に関する歴史的資料の収集、保管など

③ 航路標識の管理に関する調査研究

例) 灯台の歴史調査、構造調査など

④ 航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発

例) 灯台の一般公開、歴史的資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催、ツアーガイド など

⑤ 上記に掲げる活動に附帯する活動（注3）

例) 飲物、記念品等の販売 など

（注3）附帯する活動として収益活動を行う場合には、本来の活動目的達成のために実施するものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で行うことができます。

4 申 請 資 格

協力団体の指定の申請を行うことができる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する法人等とします。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他の当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをしていること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、組織設立前のボランティア活動等を含め、おおむね5年を経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど、著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩ 協力団体の指定を受けた場合に、協力団体としての活動以外では、「航路標識協力団体」と称して活動を行わないことを誓約できること。

5 申 請 書 類

協力団体の指定を受けようとする法人等は、別途ガイドラインで定めてい
る申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

(1) 添付書類

- ① 法人等の規約等並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載され
ているもの
- ② 法人等の監査報告書又は収支計算書
- ③ 上記④申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
- ④ 上記④申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約する書類
- ⑤ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- ⑥ 活動実績報告書（最大5年間）
- ⑦ 活動実施計画書（おおむね5年間）
- ⑧ 灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュア
ル等
- ⑨ その他、海上保安庁が必要と認める書類

(2) 参考事項

- ① 随時、申請の事前相談を受け付けますので、指定を受けようとする航
路標識を管理する海上保安部交通課又は第二管区海上保安本部交通部企
画課にご相談ください。
- ② 提出された申請書類は、記載内容の不備等を確認後受理します。
- ③ 提出された書類は返却しません。
- ④ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ⑤ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

6 申 請 受 付 期 間

令和4年1月1日（火）から 令和4年2月16日（金）まで

7 申 請 先

申請書類は、指定を受けようとする航路標識を管理する海上保安部交通課に持参又は郵送により提出してください。(電子データによる申請は、海上保安部交通課に問い合わせ下さい。)

なお、複数の灯台等に係る申請を一括して行う場合の提出方法等については、個別にご相談ください。

8 審 査

審査は、申請資格の確認と、活動実績及び活動実施計画の内容が適正であること等について評価を行います。

なお、審査に当たっては、必要に応じ、申請を行った法人等からのヒアリングを行う場合があります。

9 指 定

(1) 協力団体に対して、「航路標識協力団体指定証」(指定期間：おおむね5年間を上限)を交付します。

また、協力団体の名称、所在地等を海上保安庁のホームページで公示します。

(2) 協力団体として指定しなかった法人等に対しては、その理由を付して書面により通知します。

10 留 意 事 項

(1) 協力団体としての活動以外では、「航路標識協力団体」と称して活動することはできません。

(2) 協力団体は、毎年活動状況等を報告してください。

(3) 協力団体が活動を適切に行わなかった場合等には、指定を取り消されることがあります。

(別添)

第1号様式

航路標識協力団体指定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあっては、その代表者の氏名

下記の航路標識について、航路標識協力団体の指定を受けたいので、航路標識法第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を希望する航路標識の名称
- 2 指定を希望する期間 指定の日から 年 月 日まで
- 3 現在の指定状況（継続して指定の申請を行う場合に限る）
 - (1) 指定番号（指定年月日） 第 号（ 年 月 日）
 - (2) 指 定 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 3 直近1年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等（課税対象団体である場合に限る。）
- 4 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書
- 5 活動実績報告書
- 6 活動実施計画書
- 7 灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュアル等
- 8 その他、海上保安庁が必要と認める書類

（注意） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 継続して指定の申請を行う場合、「指定を希望する期間」の開始日は指定を受けている期間の終了日の翌日とすること。

東北の海上保安部等一覧

◆海上保安本部

海上保安本部名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
第二管区海上保安本部 交通部企画課	985-8507	宮城県	塩釜市貞山通 3-4-1	022-363-0111

◆海上保安部

海上保安部名	郵便番号	都道府県	所在地	電話番号
青森海上保安部 交通課	030-0811	青森県	青森市青柳 1-1-2	017-734-2422
八戸海上保安部 交通課	031-0831	青森県	八戸市築港街 2-16	0178-32-4691
釜石海上保安部 交通課	026-0012	岩手県	釜石市魚河岸 1-2	0193-22-3830
宮城海上保安部 交通課	985-0011	宮城県	塩釜市貞山通 3-4-1	022-367-3917
秋田海上保安部 交通課	011-0945	秋田県	秋田市土崎港西 1-7-35	018-845-1624
酒田海上保安部 交通課	998-0036	山形県	酒田市船場町 2-5-43	0234-24-0055
福島海上保安部 交通課	971-8101	福島県	いわき市小名浜字 辰巳町 66	0246-54-3450

航路標識法（昭和 24 年法律第 99 号）抜粋

（航路標識協力団体の指定）

第 7 条 海上保安庁長官は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次条第 1 項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができる。

- 2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 航路標識協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。
- 4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（航路標識協力団体の業務等）

第 8 条 航路標識協力団体は、前条第 1 項の規定による指定に係る管理航路標識について、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 海上保安庁長官に協力して、管理航路標識に関する工事又は管理航路標識の維持をすること。
 - 二 管理航路標識の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
 - 三 管理航路標識の管理に関する調査研究を行うこと。
 - 四 管理航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
 - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 航路標識協力団体は、前項第一号に掲げる業務として、前条第 1 項の規定による指定に係る管理航路標識に関する工事又は当該管理航路標識の維持（第 4 条第 1 項ただし書に規定するものを除く。）をしようとするときは、当該工事の設計及び実施計画又は当該維持の実施計画について海上保安庁長官に協議しなければならない。
- 3 前項の工事又は維持についての第 4 条第 1 項の適用については、前項の規定による協議が成立することをもつて、同条第 1 項の承認があつたものとみなす。

(監督等)

- 第9条 海上保安庁長官は、前条第一項に規定する業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、航路標識協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が前条第1項に規定する業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該航路標識協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 海上保安庁長官は、航路標識協力団体が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 海上保安庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

- 第10条 海上保安庁長官は、航路標識協力団体に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

航路標識法施行規則（昭和24年運輸省令第30号）抜粋

(航路標識協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

- 第1条の6 法第7条第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをして有しているものとする。